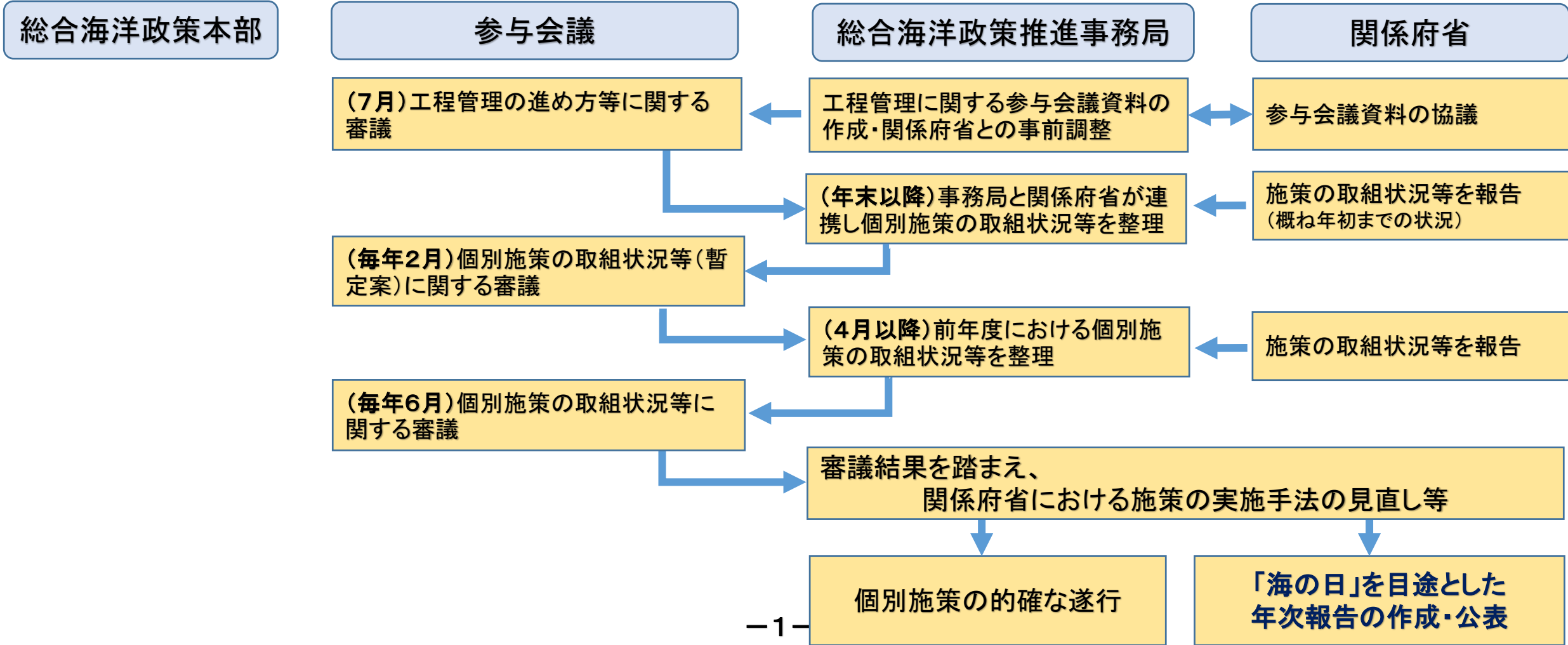


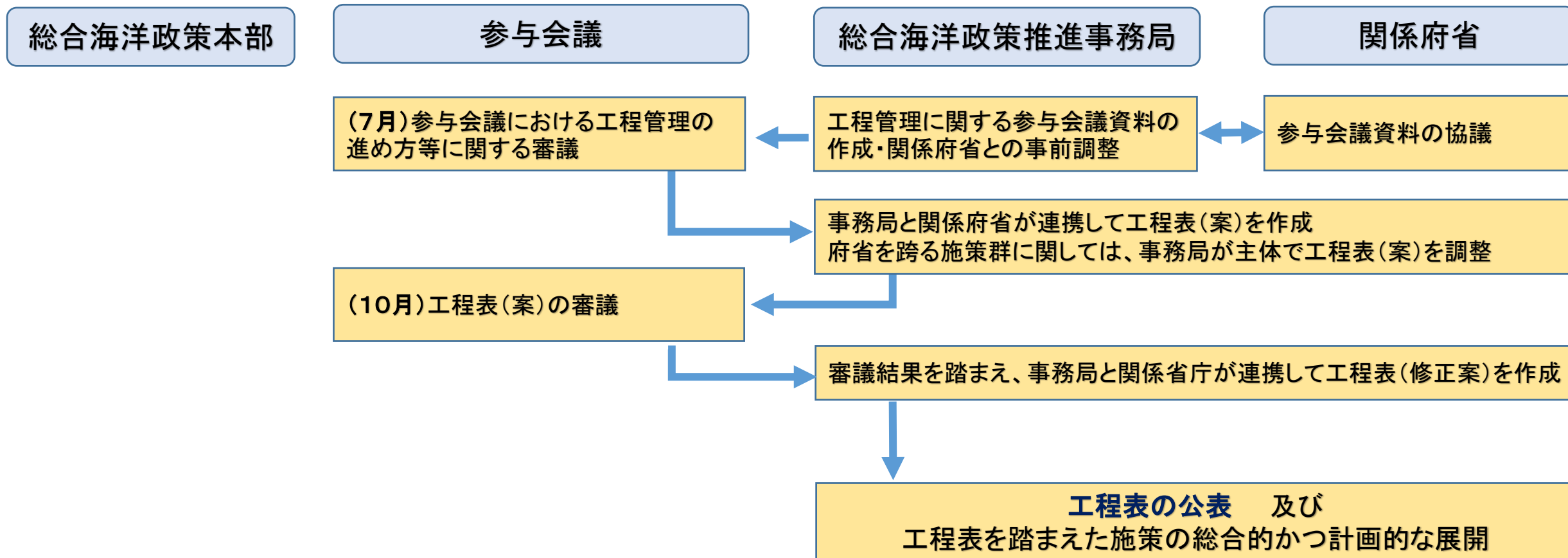
平成30年度における海洋施策(373項目)に係る工程管理

- 政府は、広く国民に海洋政策について理解を頂き、施策の推進に協力を頂くため、毎年度、海洋に関する施策の取組状況や成果等を取りまとめた「海洋の状況及び海洋に関して講じた施策」(以下「年次報告」という。)を作成・公表することとしている。
- また、年次報告の作成を通じて、関係府省は、海洋基本計画第2部に記載された373項目の個別施策(Plan)に基づき、取組状況(Do)や成果や課題(Check)を整理、今後の取組の実施手法の見直し(Action)に活かすこととしている。



平成30年度における施策群を単位とした「工程表」の作成

- 海洋に関する施策について、共通の目標・目的を持った施策のまとめ(施策群)を単位として、目標達成に向けた進捗状況や情勢の変化等に対応した新たな展開等を把握し、施策の総合的かつ計画的な推進に活かすため、「工程表」を作成する。
- 工程表には、目標、取組内容やスケジュール、実施体制、予算措置、目標達成に向けた状況を俯瞰的・定量的に把握するための「指標」等を記載する。
- 工程表の審議等を通じて、必要な場合、参与会議の下にワーキンググループを設置し、主要施策に関して集中的な議論を行うことができる。



通年ベースでの工程管理の年間(年度)スケジュール

総合海洋政策本部

参与会議

総合海洋政策推進事務局

関係府省

(6月)前年度における個別施策の取組状況等に関する審議(工程表と見比べながら検討)

(4月以降)事務局と関係府省が連携して個別施策の取組状況等を整理

審議結果を踏まえ、
関係府省における個別施策の実施手法の見直し等

「海の日」を目途
とした年次報告
の作成・公表

工程表に関して、施策群の進捗状況等を踏まえた自己評価、取組の見直や概算要求内容を反映して、工程表を改訂

個別施策の
的確な推進

(9月)工程表(改訂案)の審議

工程表(改訂版)の公表
工程表を踏まえた施策の
総合的かつ計画的な展開

(2月)当該年度の個別施策の取組状況等(暫定案)に関する審議(工程表と見比べながら検討)

(年末以降)事務局と関係府省が連携して個別施策の取組状況等を整理

(3月)必要に応じて、工程管理に関する審議のポイントを意見書に反映

参与会議から総合海洋政策本部
(総理)への意見書の提出

(参考) 海洋基本計画に基づく施策の推進体制

総合海洋政策本部

- ◆ 海洋に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため設置
- ◆ 海洋基本計画の案の作成及び実施の推進
- ◆ 関係行政機関が海洋基本計画に基づいて実施する施策の総合調整等(以上、海洋基本法)
- ◆ 総合海洋政策本部が実務を担う総合海洋政策推進事務局と一体となって政府の司令塔機能を果たす(海洋基本計画第3部)

参与会議

- ◆ 総合海洋政策本部に設置
- ◆ 海洋に関する施策に係る重要事項について審議し、総合海洋政策本部長に意見を述べる。

(総合海洋政策本部令)

総合海洋政策推進事務局

- ◆ 施策が総合的かつ計画的に推進されるよう、関係府省の協力を得つつ、その方策を強化する方策を講ずる(総合調整機能の発揮)
- ◆ 総合海洋政策本部が実務を担う総合海洋政策推進事務局と一体となって政府の司令塔機能を果たす

(海洋基本計画第3部)

関係府省

- ◆ 政府全体として取組を効果的に組み合わせる等、総合的かつ総力を挙げた取組を進めることが求められることを認識しつつ、関係府省が連携し諸施策を実施

(海洋基本計画第3部)

総合海洋政策本部長
(総理)

→
参与10名
を任命

- 参与会議による審議
(近年実績:2018年6回、2017年7回等)
- プロジェクトチーム等による集中的な議論

↓
意見書の取り纏め

↑
参与会議から総合海洋政策本部長
(総理)への意見書の提出
(近年実績:2017年12月、2017年3月等)

総合海洋政策本部の開催
(近年実績:2018年5月、2017年4月等)

- ◆ 海洋基本計画(案)の了承
- ◆ 重要施策の本部決定

→

- 参与会議開催に係る諸手続きの実施
- 資料作成等円滑な審議のための事前準備等

↑
関係資料提供等
事前準備への貢献

- 参与会議への積極的な参画
- プロジェクトチーム等での議論への参画

- 海洋基本計画を踏まえた海洋施策の的確な遂行
- 総合海洋政策本部の決定を踏まえた関係省庁が連携した海洋施策の推進